

## 地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和4年度第4回 ※通算第9回）への意見・回答

番号	区分	資料	頁	意見	回答
<b>第8回意見・回答関係</b>					
1	金融機関	資料1	項番2	<p>コード定義書の改定を3か月以上前には通知いただきたいとの弊行の要望に対し、「必ずしも3か月以上前の情報提供をお約束できるわけではありませんのでご理解ください。」との回答をいただきました。</p> <p>納税者様の利便性向上のために、スマホアプリ画面等に正しい地方団体名、税目名等の情報を表示するために確保いただきたい期間です。</p> <p>弊行としても、コード定義書変更通知後、速やかにシステム改修が行えるよう関係者間で認識共有を行いますので、地方税共同機構様の内部でも、3か月以上の期間を確保した上で、コード定義書の改定を行う仕組みづくりをお願いします。</p>	<p><b>【地方税共同機構】</b></p> <p>現時点で、3か月以上の期間を確保した情報提供を確約できるものではありませんが、当機構内部での仕組みづくりも含め、コード定義書の改定がある場合は、速やかに情報提供できるように努めてまいります。</p>
2	金融機関	資料1	項番4	<p>eL-QR未対応の金融機関が収納代理・指定代理金融機関としてeL-QR付き納付書で収納を行う場合には、当該納付書の済通を指定金融機関に持ち込むに先立ち、誤処理が発生しないよう、eL-QRをマスキング（塗りつぶし、穴あけ等）して読取りできない状況にするよう周知いただきたい。</p>	<p><b>【事務局】</b></p> <p>指定金融機関を通じた収納における取扱いについては、指定金融機関と収納代理金融機関等との間で個別に協議願います。</p>
3	金融機関	資料1	項番15	<p>質問内容は地方税統一QRコード付き納付書であっても、従来のペイジー（インターネットバンキング、ATM、OCR行読込による一括伝送方式、窓口オンラインによるオンライン方式等）による方法で収納した場合も同様の対応をすることで問題ないかを質問しているものだが、その質問に対する回答がされていないように見受けられる。</p> <p>また項番16は破損によるケースに限定した質問ではあるが、項番15で対象としている範囲は従来のペイジー収納であり、回答内容は汚損の有無等ということで限定して回答しているように見受けられる。</p> <p>「金融機関側の収納印の押印方法は、収納方法によらず一律の対応とさせていただく。」点について、問題ないという理解でよいか。</p>	<p><b>【事務局】</b></p> <p>回答に言葉が不足し失礼しました。eL-QRに対応している金融機関が同QR付き納付書による収納を行う場合、最終的にどのチャネルで収納されるものかは窓口受付時では断定できないので、窓口受付時は一律の対応となることを想定しています。</p>

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和4年度第4回 ※通算第9回）への意見・回答

番号	区分	資料	頁	意見	回答
<b>地方税統一QRコードの読取りテストの実施状況について</b>					
4	金融機関	資料2	1頁	<p>総務省様も把握されているとおり、弊行の納付書見本品の読取りテストでもCDエラーが多く発生しています。</p> <p>弊行でサービス提供を予定しているスマホアプリを納税者様が利用される場合は、CDが正当でないとQRコードの読取りでエラーとなる仕様としています。</p> <p>この場合、納税者様からサービスを提供する金融機関へ「QRコードで処理できないが、どうすればよいのか」という問い合わせが多数寄せられる可能性があるため、地方団体様に基準どおりのQRコードを納付書に印刷するよう、再度注意喚起をお願いします。</p>	<p><b>【事務局】</b> CDの確認等、読取りテストに係る注意喚起については、引き続き地方団体に対して、繰り返し周知していきます。</p>
<b>その他</b>					
5	金融機関	その他	—	<p>第5回検討会で、地方税統一QRコード付納付書での公金収納においては証券の取扱いを行わないと整理されましたが、納税者様が金融機関窓口で証券による納付ができないことに不満を抱かれ、強い苦情となることが考えられます。</p> <p>つきましては、金融機関窓口において納税者様から説明を求められた際に、制度上取り扱いできない旨を記載したチラシ等の媒体の作成・提供をお願いいたします。</p>	<p><b>【事務局】</b> 金融機関ごとに個別のご対応をお願いできればと思いますが、納税者に対し、令和4年3月の第5回「地方税統一QRコードの活用に係る検討会」（資料12）や、昨年7月の「地方税共通納税システムによる収納事務取扱要領」において取り決められたものであることなど、全体方針である旨、ご説明いただくことは妨げません。</p>
6	金融機関	その他	—	<p>当行は特定金融機関に該当しないため、eL-QRコード付き納付書を受付した場合には、収納代理契約のある地方団体の納付書も含め、グループ内の受付可能な特定金融機関へ取次を行うこととしている。当該取扱いにあたっての注意事項などがあれば、ご教示願いたい。</p>	<p><b>【事務局】</b> 「取次」に関しては、指定契約のない金融機関が納付を受け付けた際に、指定契約のある金融機関等に納付書・資金を「取次ぐ」ものと承知しており、各金融機関が顧客サービスとして対応されているものであると承知しています。</p> <p>その上で、特定金融機関に取り次ぐ際に想定される留意すべき事項としては次のようなものが考えられます。（あくまで例示に留まり、この限りではありませんので、ご注意ください。）</p> <p>&lt;留意すべき事項（例）&gt;</p> <p>①受付金融機関（収納代理契約等はあるが、eL-QR付き納付書の収納は不可）において、既存の指定契約等にもとづき収納をしたものではなく、取次先金融機関（eL-QR付き納付書の収納可）にて収納したものとして取り扱うこと</p> <p>②上記取扱いを受付金融機関において納税者に説明のうえ、理解を得ること。また、その際に取次先金融機関への取次に当たって、受付金融機関の受付日と取次先の納付書受領日に乖離が生じる場合には、当該乖離を理由に延滞金等が生じる可能性があることについて納税者に説明し、理解を得ること。</p> <p>③既存の指定契約等のある地方団体に対しても予め、当該取扱いについて周知・調整等を実施すること</p> <p>④取次先金融機関において収納を行うこととなるため、地方団体からの照会等は取次先金融機関に対して行われることが想定される一方、納税者から納付書を受け付けた金融機関とは異なるため、当該照会に係る取扱いについて、関係者で周知・調整等を実施すること</p>

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和4年度第4回 ※通算第9回）への意見・回答

番号	区分	資料	頁	意見	回答
7	金融機関	その他	—	<p>金融機関窓口で、地方税統一QRコードを利用して収納を行った納付書（以下、QR納付書）の納入済通知書および原符の取扱いについては、「地方税統一QRコードの活用に係る検討会 中間取りまとめ」の「（1）QRコード活用金融機関窓口納付における納入済通知書等の取扱い（考え方）」において次の記述がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融機関は、（中略）納入済通知書記載事項（領収日付を含む。）の情報（※1）を数年間保管する。この場合において、保管の媒体は問わない。</li> <li>※1（前略）最低限、一括伝送データに含まれる内容に係る情報については保管すること。保管のフォーマットや形式は問わない。</li> <li>・電磁的記録により保管する場合であっても、金融機関は、地方団体からの照会に備え、一括伝送データ送信後数日間程度（中略）は、納入済通知書（※3）本体又はイメージデータの保管が必要。</li> <li>※3 納入済通知書及び原符本体の双方を保管する必要性はないことから、納入済通知書を保管するルールとする。</li> </ul> <p>他方、本記述にかかわらず、指定金融機関取引先の地方公共団体から、指定金融機関等の検査（地方自治法施行令第168条の4第1項）または監査（地方自治法第235条の2第2項）のための証拠書類として、QR納付書の納入済通知書および原符本体の保管を求められて困っている。</p> <p>QR納付書は地方自治法上の指定金融機関等の検査または監査の対象ではないこと、およびQR納付書の納入済通知書および原符は書類本体の保管が必須とされるものでないことを確認したい。</p>	<p><b>【事務局】</b> eLTAXを活用した収納に使用したeL-QR付き納付書については、特定金融機関の収納事務に係るものとなるため、地方自治法上の指定金融機関等の検査または監査の対象にはなりません。本件に関連して、第4回検討会への意見・回答の項番2も合わせてご参照ください。</p> <p>〈参考〉第4回検討会への意見・回答_項番2</p> <p>意見：「eLTAX経由で収納した窓口収納分の納入済通知書は、会計管理者による指定金融機関等の検査または監査（地方自治法施行令第168条の4第1項）の対象となるか。」</p> <p>回答：「各地方団体が地方税共同機構に収納事務を行わせ、地方税共同機構がその事務の一部を金融機関に委託する仕組みを活用することから、各地方団体は地方税共同機構に、地方税共同機構は金融機関に事務の適正な執行を求めることになる。」</p> <p>なお、eLTAXを活用した収納に使用したeL-QR付き納付書の保管については、昨年7月の「地方税共通納税システムによる収納事務取扱要領」に記載されている通り、「収納受託 金融機関は、納入済通知書記載事項（領収日付を含む。）の情報を7年間保管する。この場合に、納入済通知書記載事項の保管媒体、フォーマット及び形式は問わない。」とされています。</p>
8	金融機関	その他	—	<p>令和4年1月の「地方税統一QRコードの活用に係る検討会 中間取りまとめ」（P4）において、「地方団体において、金融機関から伝送されるデータから課税案件の特定が困難な場合（一定期間経過後の納付書等を想定）には、地方団体は金融機関に対し、速やかに問合せを行う。」とされているが、昨年7月の「地方税共通納税システムによる収納事務取扱要領」においては、「地方団体において納付案件を特定できず消込処理が行えない事象が発生した場合においては、地方団体は共同機構へ連絡する。共同機構は、対象の案件を特定した上で原因の切り分け等を行い、必要に応じて地方団体又は収納受託金融機関に連絡し、事象の解消を図る。」とされている。いずれも消込に係る案件特定の対応ということもあり、どちらかに対応を統一してもよいと考えるがいかがか。</p>	<p><b>【事務局】</b> 今回の検討会資料3の通り修正しています。地方団体で消込案件を特定できない時の連絡体制は、原則、地方団体が地方税共同機構を通じて金融機関に対して行うこととします。</p>